

益田市教育委員会告示第9号

益田市部活動地域移行推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月10日

益田市教育委員会教育長 領 家 芳 明

益田市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 中学生がスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域のスポーツ団体、文化芸術活動団体等（以下「地域クラブ等」という。）との連携による市立中学校の部活動の段階的な地域の活動への移行（以下「部活動の地域移行」という。）を推進することを目的として、益田市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域移行に向けた部活動や地域クラブ等の運営、連携等に関する事項
- (2) 部活動の地域移行後における取組に必要な事項
- (3) その他部活動の地域移行に向けた取組を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人益田市スポーツ協会関係者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化芸術団体関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 学校関係者
- (6) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月10日から施行する。